



ほうじん ナウ

編集
発行

公益社団法人 本庄法人会
広報委員会

埼玉県本庄市朝日町三丁目1番35号 本庄商工会議所2階

電話 0495 (21) 1065 FAX 0495 (22) 7898

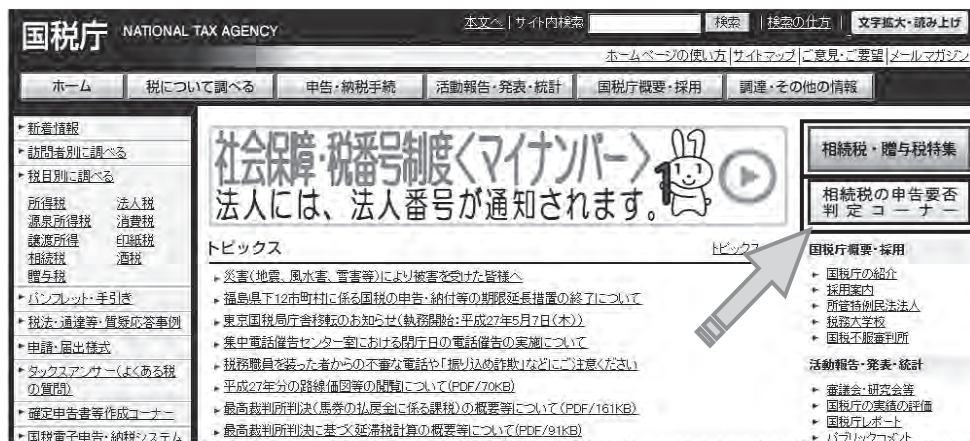


上 里 町

上里町は、今年12月末スマートインターチェンジ開通に伴い、工業用地、商業用地の整備を終え、北の玄関口として、大きく変わろうとしています。

相続税の申告要否判定コーナーにアクセスするには…

国税庁ホームページ[http://www.nta.go.jp]トップ画面の『相続税の申告要否判定コーナー』のバナー（ボタン）をクリック！



(参考)

相続税の仕組みについて分かりやすく解説した「相続税のあらまし」などを掲載しています。

※ 平成27年6月時点のものです。

相続税の申告要否判定コーナーの入力で困ったときは…

用語へのリンク

リンクを設定している各用語に関する説明を掲載しています。

入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナーを利用した事例に基づく入力例やFAQ（よくある質問）を掲載しています。

当画面の入力例

相続税の申告要否判定コーナーの各画面における具体的な入力例を掲載しています。

ご利用ください!!!

相続税の申告要否 判定コーナー

国税庁ホームページよりアクセスできます。



「相続税の申告要否判定コーナー」は、法定相続人の数や個別の財産・債務の価額等を入力することにより、基礎控除額などを自動で計算し、相続税の申告要否のおおよその判定を行うものです。



法人会広報誌八十号

公益社団法人 本庄法人会

会長 真下 恵司



みなさん、こんにちは。

新年度が始まり、第三回の定時総会の議事、皆様にご承認頂きありがとうございます。

本庄法人会広報誌今号が八十号となりました。広報誌名を「法人会報」とした第一号、公益社団化により、広報誌を一般の方にも購読していただきたいというおもいで第七十号より「ほうじんナウ」と名称変更し今に至りました。

あらためて、第一号「法人会報」を開いてみますと、本庄法人会と法人会広報誌の歴史の一部が見られる気がしました。

発行日が、平成元年五月三十日社団法人本庄法人会設立の日となっていました。記事には、清水会長の挨拶文、社団法人設立に向けての経緯、設立時の役員名簿が掲載されていました。会長以下、副会長、事務理事、

常任理事、理事、監事、三十九名、二十七年前の役員の名前を見るのが出来ました。ちなみに理事の中に私の名前もありました。

他にも、社団化前の法人会報についての記事もありました。

昭和四十九年一月発行の第一号から昭和六十二年五月の四十号まで発行されていたそうです。その時の広報委員の「どうしたらもつとよんでいただけるか」について真剣に討議し法人会報が作られていたのが記事としてのつておりました。その時の広報委員の思いが今もいきつづけています。

本庄法人会の広報誌は今も、広報委員が中心になって記事を集め作成しています。このような広報誌はめずらしくこれからも続けていきたいものです。皆さんからの楽しい記事も募集しています。どうぞよろしくお願います。

ありがとうございました。



着任のあいさつ

本庄税務署長 小高 克巳



本年七月の人事異動で関東信越国税局課税第二部統括国税調査官から、本庄税務署長を拝命しました小高でございます。

私は埼玉県出身ではございますが、本庄にはこれまでほとんど訪れることがないまま過ごしてまいりました。今回、勤務を命じられましたのも何かの御縁だと思えます。本庄の歴史や文化を感じながら仕事をしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願います。

公益社団法人本庄法人会の皆様方には、日頃から法人会活動を通じまして、税務行政全般にわたり、深い御理解と格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

貴法人会におかれましては、適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行への寄与及び地域企業と地域社会の健全な発展への貢献を目

的として、税に関する各種研修会や租税教室の開催に加え、地域社会貢献運動や公開講演会など一般の方々にも参加していただけるさまざまな活動を展開されていると伺っております。

これもひとえに真下会長をはじめ、役員の皆様方の卓越した指導力と会員の皆様方の御努力の賜物であり、深く敬意を表する次第であります。

さて、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現することを目的とする、社会保障・税番号制度(マイナンバー)制度の導入が迫ってまいりました。本年十月から個人番号・法人番号の通知が始まり、来年一月から利用が開始されます。

税分野では、申告書や法定調書など、税務署に提出する税務関係書類に個人番号・法人番号を記載していただくことにより、税務行政の効率化及び納税者サービスの向上などが期待されております。

会員の皆様方におかれましても、従業員の健康保険や厚生年金などの社会保障手続きや源泉

法人会の経営者大型総合保障制度

広げよう
企業保障の
大きな率を

法人会の「経営者大型総合保障制度」は昭和46年に発足し、会員のみなさまと共に歩んでまいりました。

これからも会員のみなさまをお守りしてまいります。

DAIDO 大同生命

AIU AIU保険会社

埼玉支店 熊谷営業所/熊谷市筑波3-202
(ティアラ21 5F) TEL 048-521-0230

埼玉支店/埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16
(シーノ大宮ノースウイング13F) TEL 048-650-7610



徴収事務においてマイナンバーが必要になってまいります。趣旨を御理解のうえ、制度開始に向けた準備をお願いいたします。

最近の税務を取り巻く環境は、急速に進む少子高齢化・経済のグローバル化、ICT化の更なる進展など、大きく変化、複雑化しております。当署といたしましては、税務

に関する協力団体である貴法人会との相互の信頼・協力関係を引き続き密にして、様々な課題に取り組んでいく所存ですので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。結びに当たり、公益社団法人本庄法人会のますますの御発展と、会員企業の御繁栄並びに皆様方の御健勝を祈念いたしまして、着任のあいさついたします。

みんなのひろば

明るい笑顔でお迎えする

児玉

有限会社

福島石油

専

務 福島 誠市



当社は本庄市児玉町内に昭和四十五年にガソリンスタンドを開業させていただきました。創業当時から地域に根差した販売とお客様に支えられて今日まで営業させていただいております。現在ガソリンスタンドは、少子高齢化や電気モーターを併用したハイブリッド車が普及してきており、ガソリンスタンド業

界は厳しい立場に立たされております。でも、その中で当社はオイル、洗車、タイヤ販売と絶対の自信をもって接客させていただいております。また、冬場の灯油の配達なども幅広くやらせていただいております。私たちはいつも元気な挨拶や「ありがとうございます」の声が響く明るい笑顔でお迎えするスタンドを目指し日々努力しております。お客様の視線に立ち、気持ちの良い接客をこれからも心掛けていくつもりです。地域の企業様やみなさまの為にこれからもがんばってまいりますので宜しくおねがいします。

神川

食環境に関わって四十年

株式会社 ななくさの郷

代表取締役 松田 優正



て頂きました。

私は約四十年前、二十五歳の時に体調を崩した時があり、断食道場で断食の経験をした時から身体と食について大変興味がありました。例えば、三キロで生まれた人間が六十キロになった時、五十七キロは全て食べた物によって増えます。また、食べた物によって腸内微生物が変わり、性格までもが変わると言われております。

四十年前は「自然食品」という言葉があまり知られていない頃でしたが、自然食品専門店で五年間働きながら、諸先輩方からたくさんさんの事を教えて頂いたことは、生涯の宝物です。

三十歳で独立し、東京練馬区に「ななくさ」という自然食品店を開業し、お客様や生産者の方々、同業者に支えられながら野菜の生産現場、加工品の製造現場などを見学させて頂き、楽しみながらも多くを学ばせ

て頂きました。マヨネーズを作り始めたのは、三十五歳の時です。仲間と一緒に契約養鶏家から仕入れていた卵が、夏場に売れ残ることが続出しました。自然養鶏の卵を仕入れていたのですが、生産調整が難しいということから、仲間と試行錯誤した結果、独学でマヨネーズを作り始めました。安定したマヨネーズが作れない時も買い支えて頂いた皆様には、本当に感謝しております。そして、少しずつ安定したマヨネーズが作れるようになり、四十歳の平成元年に「株式会社ななくさの郷」として法人を設立しました。

私が四十四歳の時に、自然食品の店「ななくさ」は仲間に譲渡し、自給自足を目指し「ヤマキ醸造さん」、「茂木豆腐店さん」、「高橋ソースさん」のある本庄児玉地区に移住してきました。

食環境にこだわって四十年が経ち、無農薬で化学肥料も使わず畑や田んぼをやり、小麦や大豆で醤油や味噌を作ったり、馬を飼ったりする等、健康でいられた事に感謝し、法人会をはじめ地域の皆様と一緒に頑張っていきたいと思っております。

こちら取材班

テーマ

「私の健康法」



高橋ソース株式会社
高橋 博志

Q1 どんな健康法をお持ちですか

スキーをやっております。ホームグラウンドは志賀高原です。シーズン中は15日ぐらい、金、土、日に行っております。

Q2 何年くらい続いていますか

14歳から53年間続いております。32歳の時、体力が落ちてきましたので、シーズンオフにテニスを始めました。週2回ほど通っておりまして、7年前に両膝を壊してしまい、ウォーキングに切り替えました。週3日ほど30〜40分、妻と一緒に歩いており、ヘルを両手に持って歩きます。

Q3 どんなところが良いですか

自然が相手ですので、地形、天候、気温によって全く違った景色に出合います。晴れた日の頂上からの景色は最高です。青と白の間を一気に滑る醍醐味は最高です。

Q4 お仲間はいいますか

若いころは色々な人達と行っておりまして、今は、親しい人や妻と行っております。国内の色々なスキー場だけではなく、外国のスキー場にも行っております。

Q5 これからも続けられますか

これからも、スキーに行くために頑張っており、体力を維持したいと思っております。



しゃいん ナウ

(有)パートナー

笠間亜寿華

・本市市児玉町
・1988.1.29生まれ

理想の人……優しい人
将来の夢……子供を生んで明るい
家庭を築きたい
好きな言葉……一石二鳥
趣味……ピアノ・バイクツーリング

私共(有)パートナーが輸入しています自動車修理用品は、専門商社を通して全国の自動車板金塗装工場の皆様にお使いいただき、大変好評をいただいています。これからも喜んでお使いいただける製品を提案できるように頑張りますので宜しくお願い致します。

会社名
有限会社 若山建設

代表者
若山 邦男



事業内容
舗装工事業

所在地
美里町大字猪俣三二六一

会社の沿革
・昭和六十一年十月十八日
美里町大字阿那志一〇二九番地に(有)若山建設を設立し、土木・舗装工事業を開始
・平成二十年五月十二日
本店を美里町大字猪俣三二六番地一に移転

企業紹介

やくしんする
法人
プロフィール



社長抱負：

社員全員が一丸となり現状に満足せず新しい技術に挑戦し、信頼される会社を目指し日々努力してまいります。

特にアピールしたい事：

夏場の高温時また冬場の厳寒時など様々な気象条件を見極め、その場に適した施工方法で手際よく工事を完了しています。

社訓(社は)：

「情熱」・「挑戦」・「向上心」

より高度な 技術力を目指し

当社は一九八六年に創業し、以来、数多くの舗装現場の施工を経験してまいりました。この間、地域社会の生活向上に寄与するべく企業活動を行って参りました。

一口に舗装といっても環境や気象条件等によって非常に奥深いものがあります。これらの自然条件等は私たち施工業者に様々な問題を突きつけてまいります。夏場は高温との戦いで、いかにして



初期わだちを防ぐかが非常に大きな問題となり、逆に冬場は寒気との戦いになり、いかに施工スピードを上げて合材が冷めないうちに手際よく施工するかが鍵となります。その他、ローラーの乗り方(転圧方法)を覚えるだけでも数年かかりますし、レイキの扱

いも同様です。いずれにしても、様々な困難を克服して思いどおりに現場が仕上がった時の達成感は、なにものにも代え難いものがあります。現場での仕事をスムー

ズにこなすためには従業員ひとりひとりの意思疎通が欠かせません。そのため当社では年間を通じてコミュニケーション行事を取り入れております。毎年六月に行う海外旅行や七月の海の日にいう新潟でのバーベキューやマリンスポーツなどはその一例であります。

今後より高度な舗装技術の獲得を夢に抱くとともに、直接的には舗装品質を確保して顧客の信頼を得ること、間接的には豊かな地域社会の実現に向けて少しでも寄与できるよう取り組んでまいります。



去る五月二十六日(火)午後三時より、埼玉グランドホテル本庄にて、公益社団法人本庄法人会第三回定時総会が谷仲邦夫税務署長他来賓多数のご臨席のもと盛大に開催されました。上程された議案はすべて原案通り満場一致で可決承認されました。



議事修了後、会員増強運動、功労者表彰、全法連・県法連功労者表彰、連功労者表彰、受彰者紹介、退任役員表彰が行われました。また、本総会にて役員選任が行われ、総会終了後、速やかに臨時理事会が開催されました。総会終了後、記念講演会を開催しました。

全法連・県法連 功労者表彰受彰者

全法連表彰	高橋博志様
県法連表彰	齋藤清一様
	藤尾部孝夫様
	横宮斎立様
	川藤俊男様
	川藤茂様

公益社団法人本庄法人会 退任役員表彰受彰者

退任時役職

副会長	高橋博志様
"	根岸真栄様
"	塚本典一様
"	小林立教様
常任理事	脊山清和様
"	石坂利清様
理事	鯨井一松様
"	齋藤並紀様

公益社団法人本庄法人会役員名簿

(紙面の都合上、会長、副会長、常任理事のみ掲載)

会長	真下恵司	常任理事	矢島淳一
副会長	八木茂幸	"	狩野輝昭
"	吉田英一	"	阪上清之介
"	木村達夫	"	滝澤博史
"	塩川充夫	"	植井敏夫
"	田嶋聰	"	貫井紀之
		"	青木貴彦
		"	真下敏明
		"	阿部いつ子

公益社団法人本庄法人会委員会委員長

総務委員会	八木茂幸	厚生委員会	田嶋聰
税制委員会	塩川充夫	研修委員会	矢島淳一
組織委員会	吉田英一	広報委員会	木村達夫

仲間と楽しく
各種パーティー
小人数から
大人数まで
貴方のご予算で
OK !!



料理 小菊

埼玉県児玉郡上里町堤968
TEL 0495-33-0339
FAX 0495-33-9930



第17回 職場のマナー研修会 開催される



去る、六月二十三日(火)午後一時三十分より、本庄商工会議所大ホールに於いて、研修インストラクター鳥沢久美子先生によるマナー研修会が十八名の参加者により開催されました。

研修プログラムに沿って、電話応対・来客応対などを実践形式にて研修が行われました。参加者は耳を傾け聴き入り、ペンを走らせ講習会は盛況の内に修了しました。修了後、参加者に修了証書を差し上げました。

参加者からは、「電話応対について明るく高い声で話すことで印象が良くなる・お客様との応対や言葉使いについての疑問や、間違いについて、この研修に参加して解決でき、自分の行動に自信が持てるようになり、この研修を今後の業務に役立てたい。また、他の社員にも参加させたい。」との感想をいただきました。

公益社団法人本庄法人会主催 第18回地域社会貢献運動

林家たい平爆笑会

日時 平成27年10月14日(水)
開場 12時50分より
開演 13時30分
会場 本庄市民文化会館

※会員の皆様、入場券発送済みです。
ご確認ください。

出演者他に、柳貴家雪之介、おしどり、三遊亭楽天

新会員ご紹介

支部名	事業所名	所在地
神川	(株)児玉設備工業	神川町大字八日市811-1

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも集団取扱の割安な保険料でご加入いただけます。

選ぶなら、がんの治療に
幅広く対応した
がん保険。

◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。



アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
(平成26年度「インシュアランス生活保険統計」)

— 法人会 —

新生きるための
がん保険 7 Days

— 法人会 —

新生きるための
がん保険 7 Days

(引受保険会社) **アフラック** (アメリカンファミリー生命保険会社) 埼玉総合支社
〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-6 大宮センタービル14F

法人会フリーダイヤル ☎ 0120-876-505

※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

AF法推-2015-0022-1508026 6月10日

本庄税務署



七月十日付の人事異動で本庄税務署の幹部が次のように変わりました。

() 内が前任地等

署 長 小 高 克 巳 (関東信越国税局)

総務課長 鈴 木 昭 世 (春日部税務署)

管理運営・徴収部門統括官 菊 地 由 美 子 (前橋税務署)

個人課税部門統括官 齊 藤 毅 (藤岡税務署)

法人課税部門統括官 二 瓶 佳 穂 (宇都宮税務署)

幹部職員の転出先は次のとおりです。

() 内が新任地等

署 長 谷 仲 邦 夫 (関東信越国税局)

総務課長 曾 我 高 志 (高崎税務署)

管理運営・徴収部門統括官 小 原 久 美 子 (関東信越国税局)

個人課税部門統括官 赤 塩 昌 司 (日立税務署)

法人課税部門統括官 鈴 木 裕 治 (浦和税務署)

本庄税務署からのお知らせ

税務署でのご相談について

税務署でのご相談は、事前予約をお願いします。

具体的書類や事実関係を確認する必要があるなど、相談内容により電話での回答が困難な場合には、電話等で事前に相談日時等を予約いただいた上で、所轄の税務署において、相談をお受けしております。

(注) 予約の際には、お名前・ご住所・ご相談内容等をお伺いします。

なお、税金の納付相談や確定申告期に申告書を作成するためにお越しいただく際には、事前の予約は必要ありません。

年末調整等説明会のお知らせ

本庄税務署では、平成27年分給与所得の年末調整説明会を下記のとおり開催いたします。

開催日	開催時間	開催場所
11月19日(木)	10:00~12:00	本庄商工会議所 大ホール 本庄市朝日町3-1-35
	14:00~16:00	
11月20日(金)	10:00~12:00	同 上
	14:00~16:00	

(お問合せ先)

本庄税務署 法人課税部門
(源泉所得税担当)

直通電話 0495-22-2112



女性部会長 挨拶

部会長
阿部 いづ子

この度平成二十七年度、竹中
部会長の後任として本庄法人会
女性部会長に就任いたしました
阿部でございます。歴代の部会
長さんのご尽力により立派な会
が作られてきました。このよう
な歴史のある会を引き継ぐ事に、
不安が有りますが、皆様にご指
導、ご協力いただきながら会を
進めていきたいと思っています。
法人会は税務署との関係が深い
のですが、女性部会という事で、
公開税務研修会を開き、分かり
易く楽しく勉強し、会社経営に
役立てられたらと思います。ま
た北部ブロックの女性会の方々

との交流会や、研修会、講演会、
法人会親会の地域社会貢献運動
の協力等、様々な行事などに参
加し、会員の皆様の意見や、希
望を取り入れ、楽しく、有意義
な会にしていきたいと思ってい
ます。それにはここ年々と会員
数が減ってきているのが現状で
す。会員の皆様も尽力されてい
ますが、多くの方に入会をして
いただき、行事などでは多くの
会員の皆様に参加していただき、
楽しく女性部会の役割を果たし
たいと思います。
皆様のご協力をよろしくお願い
します。



青年部会長 挨拶

部会長
真下 敏明

この度伊田部会長の後任とし
て第十代青年部会長に就任いた
しました真下でございます。歴
代の部会長の活躍を目指し、会
の継続・発展に努めていきたい
と思います。

私たち青年部会は、児玉郡内
各市町より集まった精鋭四十二
名(平成二十七年四月現在)で構
成されています。毎月の役員会
では、法人会という性格上、税
金に関する事業などの企画・運
営をしています。ここ数年は租
税教育として、地域の産業祭等
にお邪魔をし、お邪魔にならな
いようにほんの少しスペースを
お借りして、「鬼太郎の紙芝居」
をお子様向けに行っております。

例年好評を博しておりますが、
お土産のお菓子の威力を若干借
りていることと、毎年やってい
るため子供たちに段々ネタがば
れてしまうことが悩みの種でこ
ざいます。

もう一つの悩みは、部会員の
減少です。まずはメンバー同士
危機感を共有するべく、会議の
後は必ず反省会を行っております。
この会は児玉郡内各地より
メンバーが集まっております。児
玉郡内を網羅した会はあまりな
いので、その辺りをPRしながら
「こだまはひとつ」の情熱で、
新メンバーを募っていきたく
思っております。メンバー一同お
待ちしております。

ふるさと人物伝

村民から慕われた警察官

新庄 精明

広報かみさと8月号より転載させていただきました

勅使河原にある大光寺本堂の裏に
ある総門手前の左側に二つ並んだ石
碑があります。これは、上里町の人々
のために自らを犠牲にして殉職した
新庄精明巡査の墓石と記念碑です。
新庄精明は嘉永元年(一八四八年)
に山口県岩国市で岩国藩士の子とし
て生まれました。明治十一年七月十
九日、新設まもない警察に入り、そ
の年の七月十九日四等巡査として本
庄警察勅使河原分署勤務を命じられ
て勅使河原村に赴任しました。その
勤務態度は実直で成績は優秀でした。
新庄巡査が勅使河原分署に配属さ
れたころの明治十年(一八九二年)に
けつ玉県や東京都では伝染病の「コ
レラ」がはやっていました。これは、
明治に入ってから最初のコレラで、明
治十年九月に横浜で発生したもので、
元は清国のアモイに流行していたコ
レラが、日本に伝来したものでした。
明治十年だけで、病気がかった人
が一万四千人、命を落としてしまっ
た人が八千人といわれています。コ
レラの流行はそれからも続いて、明
治時代のコレラによる死者の総数は
三十七万人にもなったすごくこわい
伝染病でした。

上里町でも大流行しました。当時
の人々は「コレラ」に対する知識が
ほとんどなく極度の恐怖心からパニッ
クになり、患者を助けようとしても
ただ見ているだけでどうしようもあ
りませんでした。しかし、新庄巡査

は寝ることも食べることを忘れて
患者の面倒をみたり、消毒したりと
休まないで村民のために働きました。
そして、新庄巡査自らも「コレラ」
にかかって明治十一年十月六日に亡
くなっていました。

こうした、新庄巡査の自らを犠牲
にした働きを見ていた村民はその死
をかなしんで、その功績を広く知
らせるために記念碑を建てました。
また、こうした行為は村民の間にも
長く語り継がれ、どれほど感謝して
いたのかは、新庄巡査の死後三十五
年たった大正元年(一九一二年)に、
村民と消防団がこの墓石と記念碑の
前に石柱を建てたことでもわかりま
す。



墓石と記念碑

＜埼玉県と県内すべての市町村からのお知らせです。＞

個人住民税の給与からの特別徴収を徹底します！

特別徴収義務者に指定する対象者(事業所)

＜所得税の源泉徴収義務のある給与等の支払者＞

所得税の源泉徴収を行っている事業所の皆様には、毎月支払う給与から個人住民税を差し引き、従業員等に代わって市町村に納めることが法律で義務付けられております。これを特別徴収といいます。

原則として全ての事業所に特別徴収していただきます。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ＜例外として普通徴収が認められる場合＞ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

次の理由【A～E】に該当する場合は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができます。
（当面、普通徴収が認められます。給与支払報告書の提出時に「普通徴収該当理由書」を提出してください。）

A. 総従業員数が2人以下の事業所

（他の市町村を含む事業所全体の受給者の人数で、以下のB～Eの理由に該当して普通徴収とする対象者を除いた従業員数。常時2人以下の家事使用人のみに対して給与等の支払をする者など。）

B. 他から支給される給与から個人住民税が特別徴収されている方（乙欄該当者）

（給与所得者が、複数の事業所から給与を支給されている場合、各市町村で取扱いが異なる場合があります。）

C. 給与が毎月支給されていない方（不定期受給）

（給与の支給期間について1月を超える期間としている方、毎月の給与支払額が少額であり特別徴収できない方を含みます。）

D. 専従者給与が支給されている方（個人事業主のみ対象）

E. 退職された方又は給与支払報告書を提出した年の5月31日までに退職予定の方

（休職等により4月1日現在で給与の支払を受けていない方を含みます。）

※前記の他、次の方は給与支払報告書により市町村で決定します。

年間の給与所得が市町村条例で定める均等割非課税基準所得以下の方

（均等割の非課税基準につきましては、各市町村により異なります。）

☆上記のAからEの普通徴収に該当する方がいる場合は、市町村に提出していただく給与支払報告書の摘要欄に普通徴収理由書の該当理由の記号（A～E）を記載してください。（e L T A X等の電子媒体で提出する場合を含みます。）

特別徴収を徹底する取組については、県個人県民税対策課（Tel. 048-830-2647）に、具体的な手続きについては、従業員の方がお住まいの市町村の住民税担当課にお問い合わせください。

詳しくは、埼玉県ホームページをご覧ください。

埼玉県くらしと県税

検索



<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0209/z-kurashiindex/z-kyuyo-tokucho.html>

平成二十七年 度

税のごよみ

申告期限や納期限が土曜・日曜の場合は月曜日に、祝祭日の場合は翌日になります。

【9月】

○30日…7月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
 〈法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

【10月】

○13日…9月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

【11月】

○2日…8月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
 〈法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉
 ○10日…10月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

※11月11日～17日…税を考える週間

○16日…平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額第2期分の減額申請期限

○30日…平成27年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額第2期分の納期限

【12月】

9月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
 〈法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○10日…11月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○給与所得者の保険料控除申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

(1) 提出期限…本年最後の給与の支払いを受ける日の前日
 (2) 提出先…給与の支払者
 ○給与所得の年末調整
 調整の時期…本年最後の給与の支払いをする時

【1月】

○4日…10月末決算法人の確定申告の申告期限及び税額の納期限
 〈法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税、法人住民税〉

○12日…12月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○20日…12月分源泉所得税及び復興特別所得税、住民税の特別徴収税額の納期限

○給与所得者の扶養控除等申告書の提出

(1) 提出期限…本年最初に給与等の支払を受ける日の前日
 (2) 提出先…給与の支払者

(主な税務手続き等について記載してあります)

編集後記

ほうじんナウ第80号が皆様のご協力により、発行することができました。有り難うございました。

法人会報が「ほうじんナウ」に変更になり、今回の発行で10号目となりました。

これからも地域に溶け込んだ広報誌を発行していきたいと思っておりますので、会員皆様のご協力をお願い致します。



法人会のビジネスガード
Business Guard



会員企業をサポートするAIUのリスクソリューション
 企業防衛・福利厚生目的に法人会のビジネスガードシリーズ

政府労災の上乗せ補償制度

アットワーク ハイパー任意労災

企業向け第三者賠償保険

企業賠償保険STARS(スターズ)

火災と地震災害に備える

プロパティガード+地震対策プラン

個人情報漏洩の迅速事故対策

個人情報漏洩対策プラン

AIU保険会社

URL: <http://www.aiu.co.jp>

お問合せ先

埼玉支店

〒330-0854
 さいたま市大宮区桜木町1-10-16
 シーン大宮ノースウイング13階
 TEL.048-650-7610

この広告は保険の概要をご説明したものです。『地震対策プラン』につきましては、一部お引受できない地域がございます。ご理解、ご了承賜りますようお願い申し上げます。